

平成 28 年 4 月 1 日から「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が一部改正され、アゾ化合物（特定芳香族アミンを生成する 24 種類）の規制対象が追加されます。

JCII では、特定芳香族アミン（アゾ色素）の分析を行っています。是非ご利用下さい。

■ 法制化の背景

繊維製品などに用いられている染料の中で、アゾ基（ $-N=N-$ ）が還元分解されて生成される芳香族アミンのうち、発がん性が指摘されている芳香族アミンを特定芳香族アミンといいます（規制となる特定芳香族アミン 24 種類については、次ページを参照下さい）。近年 EU 諸国、中国、韓国、台湾では既に法規制の対象になっており、規制化の動きが拡大しています。

日本における繊維製品に対しては、昭和 48 年に法律第 112 号としてホルムアルデヒドの規制・基準が設けられていましたが、この度、平成 27 年 4 月 8 日付けで「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 2 条第 2 項の物質を定める政令」の一部改正が官報（第 6509 号）に告示され、平成 28 年 4 月 1 日より、アゾ化合物（アゾ染料）24 種類が規制の対象に追加されます。規制の対象となる製品は、次のとおりです。

表 規制の対象となる製品

材質	対象となる家庭製品
繊維製品	おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品
革製品（毛皮製品を含む）	下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物

－ 上記対象となる家庭製品以外（繊維製のおもちゃなど）も受託しておりますので、お問い合わせ下さい。

■ 試験方法

日本産業規格（JIS）に基づいた試験を受託しています。

規格番号	規格名称
JIS L 1940-1 : 2014	繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法－ 第 1 部：繊維の抽出及び非抽出による特定アゾ色素の使用の検出
JIS L 1940-3 : 2014	繊維製品－アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法－ 第 3 部：4－アミノアゾベンゼンを放出する特定アゾ色素の使用の検出

－ JIS（JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3）と国際規格（ISO 24362-1 及び ISO 24362-3）との対応の程度は一致（IDT）です。

■ 規制物質 化学的変化により容易に特定芳香族アミンを生成するアゾ化合物

■ 規制値 30 $\mu\text{g/g}$ （= 30 ppm）以下

■ サンプル量 各色につき約 10g のサンプルが必要になります（詳細はお問い合わせ下さい）。

表 特定芳香族アミン (24 種類)

No.	CAS 番号	化学物質名	化学物質名 (英語)
1	92-67-1	ビフェニル-4-イルアミン;4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine; 4-aminobiphenyl
2	92-87-5	ベンジジン	Benzidine
3	95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン	4-chloro-o-toluidine
4	91-59-8	2-ナフチルアミン	2-naphthylamine
5	97-56-3	o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene
6	99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン;2-アミノ-4-ニトロトルエン	5-nitro-o-toluidine; 2-amino-4-nitrotoluene
7	106-47-8	4-クロロアニリン;p-クロロアニリン	4-chloroaniline; p-chloroaniline
8	615-05-4	4-メトキシ-m-フェニレンジアミン; 2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine; 2,4-diaminoanisole
9	101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	4,4'-diaminodiphenylmethane
10	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine
11	119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine
12	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine
13	838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノビフェニルメタン 4,4'-メチレンジ-o-トルイジン	3,3'-dimethyl-4,4'-diaminobiphenylmethane 4,4'-methylenedi-o-toluidine
14	120-71-8	6-メトキシ-m-トルイジン; p-クレシジン	6-methoxy-m-toluidine ; p-cresidine
15	101-14-4	4,4'-メチレン-ビス- (2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis-(2-chloroaniline)
16	101-80-4	4,4'-オキシジアニン	4,4'-oxydianiline
17	139-65-1	4,4'-チオジアニン	4,4'-thiodianiline
18	95-53-4	o-トルイジン	o-toluidine
19	95-80-7	4-メチル-m-フェニレンジアミン; 2,4-トルイレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine; 2,4-toluylenediamine
20	137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline
21	90-04-0	o-アニシジン	o-anisidine
22	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	4-aminoazobenzene
23	95-68-1	2,4-キシリジン	2,4-xylylidine
24	87-62-7	2,6-キシリジン	2,6-xylylidine

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 高分子試験・評価センターでは、厳正・公平・守秘をモットーに試験・検査を受託しております。まずはお問い合わせ下さい。

一般財団法人 化学研究評価機構 (JCII)

URL: <https://www.jcii.or.jp>

○ 高分子試験・評価センター 東京事業所

〒135-0062 東京都江東区東雲 2-11-17

TEL : 03-3527-5115 FAX : 03-3527-5116

E-mail : tokyo@jcii.or.jp

○ 高分子試験・評価センター 大阪事業所

〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3

(東大阪市立産業技術支援センター内)

TEL : 06-6788-8134 FAX : 06-6788-7891

E-mail : osaka@jcii.or.jp